

8 消 安 第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

北海道農政部長 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家さん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消 安 第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

青森県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

岩手県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

宮城県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

秋田県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

山形県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

福島県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消 安 第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

茨城県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

栃木県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

群馬県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

埼玉県農林部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家さん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

千葉県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

東京都産業労働局長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

神奈川県環境農政局長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

新潟県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

富山県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

石川県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消 安 第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

福井県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

山梨県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

長野県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

岐阜県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

静岡県経済産業部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

愛知県農林水産局長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

三重県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

滋賀県農政水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

京都府農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

大阪府環境農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

兵庫県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

奈良県食農部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

和歌山県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消 安 第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

鳥取県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

島根県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

岡山県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

広島県農林水産局長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消 安 第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

山口県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

徳島県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

香川県農政水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

愛媛県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

高知県農業振興部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

福岡県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

佐賀県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

長崎県農林部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

熊本県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

大分県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

宮崎県農政水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

鹿児島農政部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

8 消安第 4401 号
令和 8 年 10 月 22 日

沖縄県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

これを受け、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについては、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について（令和 7 年 12 月 9 日付け 7 消安第 4318 号）」をもって改正し、非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨を申し上げたところです。

今般、非商用家畜に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを、別添のとおり新たに制定しましたので、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

岩田、小林、中越、林

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144